

本年度の中央最低賃金審議会の検討結果

—平成22年度地域別最低賃金額改定の目安等について—

- 平成22年度地域別最低賃金額改定の目安（※1）については、平成22年7月2日に中央最低賃金審議会への諮問がなされて以来、同審議会の「目安に関する小委員会」において6回にわたって公労使による議論が尽くされた末、8月6日の中央最低賃金審議会において答申がなされた。
- 答申においては、各都道府県における引上げ額の目安について、A、B、C及びDいずれのランク（※2）についても10円とされた。
ただし、生活保護との乖離が生じている12の都道府県については、ランクごとに示された引上げ額と、生活保護との乖離を解消するための引上げ額とを比較して、大きい方の額を本年度の引上げ額の目安とするものとされた。（※3）
なお、以上の考え方を踏まえて計算した場合、本年度の引上げ額の目安の全国加重平均は15円（※4）と、現在の仕組みとなった平成14年度以降、平成20年度と同じ最大の引上げ額の目安となり、Dランクの10円についても、現在の仕組みとなった平成14年度以降、最大の引上げ額の目安となった。
- 現在、この目安を参考にして、地方最低賃金審議会の議論が進められているところ。
- さらに、答申においては、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業に対する支援等の取組を講じることについて、政府において必要な検討が行われることを要望する旨が盛り込まれた。

※1. 地域別最低賃金額の表示は、平成14年度以降、時間額で行われている。

※2. 都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA・B・C・Dの4ランクに分けて、引上げ額の目安を提示している。

※3. 生活保護水準との乖離が生じている12の都道府県の乖離額は、それぞれ、北海道39円、青森6円、宮城14円、秋田5円、埼玉14円、千葉5円、東京40円、神奈川47円、京都20円、大阪17円、兵庫13円、広島13円であり、生活保護水準との乖離額の解消期間等は、地方最低賃金審議会で定める。

※4. 平成21年度の地域別最低賃金額の全国加重平均は713円であるため、仮にこのとおり最低賃金の引上げが行われた場合、平成22年度地域別最低賃金額の全国加重平均は728円となる。